

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月までの期間及び平成 8 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 8 月から 55 年 9 月まで
② 平成 8 年 3 月

申立期間①については、実家に住んでいたころ、納税組合長の娘さんから勧められて国民年金に任意加入した。国民年金保険料については、転居をきっかけに資格喪失するまで、集金に来ていたその娘さんに、税金とは別に納めていた。

また、申立期間②については、市役所出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った際、「平成 8 年 3 月 23 日にさかのぼって国民年金に加入します。」との説明を受け、後日送られてきた納付書で納めた。

申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、国民年金に任意加入した経緯、資格喪失した経緯及び保険料の納付方法等について具体的に証言しており、申立内容は信憑^{びょう}性が高いと考えられる。

また、申立期間は任意加入期間であることから、基本的に納付意識は高かったと考えられ、その夫は、昭和 47 年 4 月から継続して A 社に勤務していたことなどから、申立期間の保険料をあえて納付しない理由も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、平成 8 年 6 月又は 7 月ごろに、市役所出張所において厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った際、市の職員から、「平成 8 年 3 月 23 日にさかのぼって国民年金に加入します。」

と説明を受け、後日届いた納付書により納付したと主張しており、事実、平成8年4月から同年8月までの期間の保険料は納付済みとなっていることから、あえて申立期間②の1か月分の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に行われており、申立期間以外に未納は無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月から同年 9 月まで

昭和 59 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行った後、しばらくして役場から保険料納付の督促があったので、60 年 1 月ごろから分割で納め始めた。申立期間の保険料については、57 年 6 月分と、同年 7 月分から 9 月分の 2 回に分けて納めたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職後、昭和 59 年 10 月ごろに国民年金の加入手続を行った。役場から国民年金保険料の督促があったので、60 年 1 月ごろから分割で納め始めた。」と述べており、事実、申立人の国民年金手帳記号番号は、59 年 10 月に払い出されていることが確認できるが、この時点では申立期間のうち 57 年 6 月の保険料は時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、町役場の被保険者名簿の納付記録によると、57 年 10 月から同年 12 月までの保険料を、時効期限である 60 年 1 月 31 日に納付したことが確認できることから、申立期間のうち同年 7 月から同年 9 月までの保険料については、時効により納付できなかった可能性が考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和37年4月から38年11月までの期間、41年12月から42年3月までの期間、及び56年8月から58年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年11月まで
② 昭和41年12月から42年3月まで
③ 昭和56年8月から58年9月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金保険料は区の集金人や金融機関へ納めており、申立期間の保険料を納付していたはずなので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び申立期間②については、平成元年10月に、昭和38年12月から41年11月までの厚生年金保険被保険者記録が整理統合されたため、前後二つの未納期間に分かれたものであり、上記記録整理以前には、厚生年金期間も含めて未納期間として扱われていたと考えられ、国民年金手帳記号番号が払い出された43年4月の時点では、上記未納期間の大半は時効により納付できない期間であり、しかも申立人からは特例納付したとの主張もない。

また、申立人は国民年金制度発足時から集金により保険料を納付していたと主張しているが、当時申立人の保険料納付をしていたとする妻は、印紙検認方式の記憶が無く、年金手帳も存在しなかったとしているなど、その主張には不合理な点が見受けられる上、後に昭和36年4月から37年3月の期間を特例納付した事実も確認できるなど、その主張とは相違する。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたとする事情も見当たらない。

2 申立期間③の前後の厚生年金被保険者期間が申立人の年金記録に追加されたのは平成元年10月であること、及び申立人はその長女が申立期間③にかかる国民年金の手続を行ったとしており、長女及び妻は申立人自身が手続を行ったと証言していることから、上記年金記録追加以前は申立期間③にかかる厚生年金から国民年金への切替手続は行われていなかったと考えられる。

また、申立期間③の期間に、申立人は2度の転居をしており、申立人が住所変更を届け出た形跡が見あたらないことから、申立期間③にかかる国民年金の納付書が申立人の手元に届いていたとは考え難い。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年12月までの期間、及び41年12月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月から同年12月まで
② 昭和41年12月から46年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、区の集金人に欠かさず納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人から聴取しても、当時の納付方法である印紙検認方式による納付について記憶が無く、国民年金手帳を所持していた記憶も無いとしている上、37年1月から37年12月までの保険料については特例納付により納付した事実が確認できるなど、その主張内容には不合理な点も見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年1月に払い出されており、この時点で申立期間の大半が時効により納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和40年6月から41年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。40年5月31日に会社を退職した後、役所の担当者から国民年金への加入を勧められ、すぐに任意加入の手続をしたが、納付記録によると41年4月から納付済みとなっている。申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年6月に国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は41年5月に払い出されており、任意加入被保険者はさかのぼって資格取得することはできないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していた可能性は考え難い。

また、申立人が所持している国民年金手帳に記載された資格取得年月日は、当初、40年6月1日と記入された形跡があるものの、41年4月8日に訂正されており、40年度の「国民年金印紙検認記録」欄を見ても、検認印は押されていない上、市町村の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録ともに、資格取得年月日を訂正した形跡が見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。